別紙１「業務仕様書」

2026-2028 年度課題別研修「救難・環境防災」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構横浜センター（以下、「JICA 横浜」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた海上保安分野の開発の中核を担う人材に対し、本研修中で学ぶ海難救助、海上防災、海洋環境保全に関する知識、技能をもとに、自国の海上保安に係る課題を解決する人材育成のための行動計画を作成することを達成するべく、すべての人・モノが安全かつ自由に移動できる世界を目指し、海上保安実務者として海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、海洋環境保全に関する知識に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人海上保安協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2017 年度から 2025 年度まで課題別研修「救難・環境防災」コースを継続して実施しており、本研修分野に関する知見及び研修運営の実績を有しています。また、元海上保安庁職員が複数名所属し、海上保安分野に関して、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であることから、産学公民から多様な講師を招へいでき、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。

特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

１　業務内容

（１） 業務名：2026-2028 年度課題別研修「救難・環境防災」に係る研修委託契約

（２） 案件概要：別紙２「研修委託業務概要」のとおり

（３） 実施期間（2026 年度）：
本邦研修：2027 年 1 月 25 日～2027 年 3 月 5 日（予定）

（４） 契約履行期間（2026 年度）：
2026 年 12 月 21 日（月）から 2027 年 3 月 26 日（金）まで（予定）
※2027 年度、2028 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

２　応募資格

（１） 基本的要件：

１）　公示日において、令和 7・8・9 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。

２）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

３）　当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア．資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ．資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

４）　競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア．提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ．反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ．提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク．その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54

号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

５） 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

・ 個人番号利用事務実施者

・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者

・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者

・ 個人情報取扱事業者

（２） その他の要件：

１） 案件受託上の条件として、2026 年度案件を第 1 回目として受託し、2028 年度まで計 3 回、本案件を受託可能であること。なお、2026 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2028 年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化

が生じた場合を除く)。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

３　手続きのスケジュール

（１）参加意思確認書の提出	提出期間	2026 年 11 月 10 日（火）12:00（正午）
	提出場所	JICA 横浜　研修業務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出書類	参加意思確認書（別紙 3)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	メール又は郵送
（２）審査結果の通知	通知日	2026 年 11 月 11 日（水）
	通知方法	メール
（３）審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 横浜　研修業務課
	請求方法	メール又は郵送
	請求締切日	2026 年 11 月 18 日（水）
	回答予定日	2026 年 12 月 2 日（水）
	回答方法	メール

４　その他

（１） 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
（２） 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
（３） 提出された参加意思確認書等は返却しません。
（４） 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
（５） 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
（６） 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記３（３）を参照ください。)
（７） 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、総合評価落札方式による一般競争入札を行います。
（８） 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
（９） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
（１０） 契約保証金：免除します。
（１１） 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以　上